

一般財団法人 大阪市文化財協会における  
研究活動の不正行為防止および対応に関する規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 本規程は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき、一般財団法人 大阪市文化財協会（以下「協会」という）における文科科学省又は文科科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金（以下「公的研究費」という）を用いた研究活動における不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本規程において「研究活動の不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用、利益相反、その他不正行為と疑われる行為をいう。

- ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を偽造すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること
- ・利益相反：研究者が研究活動を企業等の他の利益になるように計らうなど関係者との不健全な関係性をもつこと
- ・その他、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

協会に雇用されている者および協会の施設や設備を利用している者のうち、公的研究費を用いた研究に従事している者または携わる者、協会が実施する研究活動に参画する者をいう

(3) 配分機関等

公的研究費を配分する機関および関係省庁

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による研究活動の不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 協会の理事長は最高管理責任者として研究倫理の向上および研究活動の不正行為の防止等に関し、協会全体を統括する最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 協会の事務局長は統括管理責任者として研究倫理の向上および研究活動の不正行為の防止等に関し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるため、最高管理責任者を補佐し、協会全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

(研究倫理教育責任者)

第6条 最高管理責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き総務課長を充てるものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

## 第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第7条 研究活動の不正行為に対する告発または相談へ、迅速かつ適切に対応するため、総務課に受付窓口（以下「告発窓口」という）を設置し、協会内外に周知するものとする。窓口の責任者は総務課長とする。

(告発の受付体制)

第8条 研究活動の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電子メール、ファクシミリ、電話または面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するも

のとし、統括管理責任者は、最高管理責任者に、その内容を通知するものとする。

- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けられた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、研究活動の不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

#### （告発の相談）

第9条 研究活動の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動の不正行為が行われようとしている、または研究活動の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前3項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

#### （告発窓口の職員の義務）

第10条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者および被告発者の秘密の遵守その他告発者および被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、ファクシミリ、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

### 第4章 関係者の取扱い

#### （秘密保護義務）

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。協会の職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。た

だし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (告発者の保護)

第12条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 協会に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (被告発者の保護)

第13条 協会に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (悪意に基づく告発)

第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者の名誉を棄損する等何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関等に対して、その措置の内容等を通知する。

## 第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第15条 最高管理責任者は、第8条に基づく告発があった場合または協会がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めまたは関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、また研究ノート、実験試料等を保全する措置をとることができる。
- 5 予備調査委員会の事務は総務課が担当する。ただし、総務課が利害関係を有する場合は事業企画課が行う。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された理由の合理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究活動の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の配分機関等に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、協会に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければな

らない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 最高管理責任者が指名した者 若干名
- (2) 研究分野の知見を有する者 若干名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名

4 調査委員会の委員長は、委員の中から最高管理責任者が指名する。

5 調査委員会の事務は総務課が担当する。ただし、総務課が利害関係を有する場合は事業企画課が行う。

(本調査の通知)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。被告発者が協会以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者および被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等に関し協会が合理的を判断する範囲内においてこれを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

6 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

7 協会以外の機関において調査がなされる場合、協会は当該機関に協力を要請する。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が協会でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(研究活動の不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続にのっとり行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項の定める保障を与えなければならない。

## 第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、研究活動の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定

する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、研究活動の不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項および第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (認定の方法)

第27条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究活動の不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として研究活動の不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、研究活動の不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 前項において、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、災害等その責によらない理由により本来存在すべき基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合はこの限りでない。また、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在等が研究分野の特定に応じた合理的な保存期間や、協会または告発に係る研究活動を行っていた時に所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものであるときも同様とする。

#### (調査結果の通知および報告)

第28条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が協会以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が協会以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。



(不服申立て)

第29条 研究活動の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第18条第2項および第3項に準じて指名するとともに、第19条各号に準じた手続を行う。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知するものとする。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての

審議の段階で悪意に基づく告発と認定されたものを含む。)からの不服申立てに伴う再調査を開始した場合には、調査開始日から起算して30日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に対して報告するものとする。

- 4 調査委員会は、前項に規定する期限内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 5 最高管理責任者は、第2項または第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が協会以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関等に報告する。

#### (調査結果の公表)

第31条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動の不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、協会が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または故意若しくは基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動の不正行為がなかったこと、故意または基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。なお、被告発者の氏名が公表されていない場合はその氏名を公表しない。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。なお、悪意に基づく告発が行われたとの認定内容等によっては告発者の氏名を公表しないことができる。

#### 第7章 措置および処分

##### (本調査中における一時的措置)

第32条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等

の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の撤回等の勧告)

第34条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第36条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 3 最高管理責任者は、前2項の処分が課されたときは、該当する配分機関等に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備

措置（以下「是正措置等」という）をとるよう研究倫理教育責任者に命ずるものとする。  
また、必要に応じて協会全体における是正措置をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関等に対して報告するものとする。

（雑則）

第38条 この規程に定めるものの他、調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

- 2 不正行為等に係る調査を他の研究機関と合同または連携して行う必要がある場合は、当該研究機関と協議のうえ、事案の内容等に応じて本規程とは別の定めをすることができる。

附則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

なお、一般財団法人 大阪市文化財協会の研究活動の不正行為及び科学研究費等の不正使用に係る調査等に関する規程（令和3年・4月1日付）は、この規程の施行をもって廃止する。